

釜山宣言（BOD）最終版に向けた提言書

特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）

1. 「開発効果」の明確化と促進

第 4 回援助効果向上に係るハイレベル・フォーラム（釜山 HLF）において、国際社会は貧困削減を中心としながら持続可能で公正な社会を実現し、不平等や差別、紛争、暴力の原因に対処する方向性を示す必要がある。そのためには、国際社会が目指すべき開発効果に関する共通認識を持ち、より広範なアクターを巻き込む枠組みに合意する必要がある。

- ・ 釜山宣言第 3 版ドラフト（BOD3）では、「開発効果（development effectiveness）」ではなく、「開発のための効果的な協力（effective co-operation for development）」が強調されている。しかし、成果やインパクトを重視する開発を進めるためには、効果的な「協力」では不十分であり、開発効果の概念と具体的な取り組みに合意する必要がある。（パラ 24）
- ・ 現地のニーズを政策やプロジェクトに直接に反映しうる CSO（市民社会組織）を開発アクターとして重視することは、開発効果を向上させる上で必須である。BOD3 において、この点が独立して確認された点は重要であるが、同時に CSO が最も効果的に活動しうる環境を整備する意味で、ドナーおよび被援助国は CSO の政策環境（enabling environment）について最低限の基準に合意する必要がある。また、CSO は Open Forum for CSO Development Effectiveness（CSO 開発効果オープンフォーラム）のプロセスにおいて、自らの開発効果向上のために、原則（Istanbul Principles）や枠組み（Siem Reap Consensus）の策定に努力してきた。関係各国は、CSO の開発への取り組みを評価し、これらの原則および枠組みへの賛同を成果文書の中で確認することで、CSO のより一層の開発への貢献に寄与しうる。（パラ 19）
- ・ BOD3 において、民主的なオーナーシップを確保するために議会が果たす役割に言及されている点は重要である。同時に、民主的オーナーシップの実現には CSO も極めて重要な役割を果たしうる。成果文書においては、この点もあわせて言及される必要がある。（パラ 18）
- ・ 成果文書の中では、経済成長を牽引する役割として民間セクター（企業）が重視されている。しかし、民間セクターの活性化は、経済成長にとって不可欠であるものの、経済成長が必然的に貧困削減につながるわけではない。むしろ、格差の拡大や多様な社会問題を引き起こす可能性も高いことから、民間セクターを開発効果向上への取り組みの中でどのように既存の開発の枠組みの中に位置づけ、コントロールするかを成果文書の中で示す必要がある。（パラ 27）
- ・ 成果文書の中に中国やインドなどのいわゆる新興ドナーの議論は含まれていないが、すでにこれらの国は途上国の開発の中で大きな存在感を発揮している。成果文書においては、いわゆる伝統的なドナーが開発効果の向上に資する明確な枠組みを示すことで、新興ドナーに開発に寄与するアプローチのあり方を提示するとともに、枠組みの中に新興ドナーを位置づける努力を行うべきである。

2. グローバルなレベルでの「援助効果」向上への協調的取り組みの強化

各国の社会的特性や経済的地位を踏まえつつ援助効果の向上を図る取り組みは援助効果向上にとって必要な要素であるが、同時にグローバルなレベルでの取り組みも不可欠である。援助効果を向上させるためには、グローバルな取り組みを基本とし、その上で各国の状況に合わせたアプローチが導入されるという理解が望ましい。

- ・ 2011 年のモニタリングの結果、各国の取り組みの進捗が十分ではないことが明らかであるにもかかわらず、

BOD3 においてパリ宣言・アクラ行動計画への再コミット的意思表示が不十分である。これらへのコミットメントを明確にし、引き続き援助効果向上に継続的に取り組む意思を明らかにする必要がある。特に共有の原則 (shared principles) の項目において、この点に明示的に触れるべき。(パラ 10)

- ・ グローバルなレベルでの共通のモニタリングメカニズムを強化する必要がある。BOD3 では、限定的な指標を作成しモニタリングを行うこととなっているが、内容については不明のままである。成果文書においては、モニタリング指標の導入への道筋を明示し、将来に渡り共通の指標でモニタリング可能な基盤を確立する必要があるとともに、これまでのモニタリングメカニズムより後退することがあってはならない。(パラ 30)
- ・ IATI (国際援助透明性イニシアティブ) が透明性を確保する主要な手段であると位置づけ、各国が共通の測定可能かつ比較可能なツールを用いて透明性を確保できるようにする必要がある。(パラ 20)
- ・ すべての援助のアンタイド化を進めるために、明確な期限を設定した上で各国の取り組みを促進する必要がある。

3. 日本政府の「援助効果」向上への取り組みの強化

援助に関して日本独自のアプローチを模索することは日本の存在意義を示す意味で不可欠と考えられるが、同時にパリ宣言やアクラ行動計画、その他の国際的な取り組みに日本としてより強くコミットし、世界的な援助効果向上への取り組みを牽引することも求められる。

- ・ 透明性確保のために日本独自の方法を模索するだけでなく、IATI へ参加することで各国共通の基盤の上で透明性を担保することに努めるべきである。
- ・ 無償援助のアンタイドの基準に関する DAC との認識の相違を埋め、無償援助および技術協力を含むすべての援助のアンタイド化に向けて努力する必要がある。
- ・ 2011 年のモニタリング・サーベイにおいて、援助の予測性、共同ミッションおよび共同分析の指標が目標から大きく離れている。今後、これらの指標をどのように改善するのか時期と方法を定める必要がある。
- ・ 日本が成果を残してきたプロジェクトでのグッドプラクティスは有効に活用しつつ、プログラムアプローチやセクター支援など、より総合的、包括的な視点で援助の組み立てを行なうべきである。
- ・ CSO の開発効果に関する原則 (Istanbul Principles) および枠組み (Siem Reap Consensus) に賛同し、CSO の効果的な活動の環境を確保する必要がある。

4. 会議の開催のあり方

- ・ 近年の主な国際会議においては、市民社会組織による情報発信のスペースの確保が不可欠となっている。今次のハイレベルフォーラムにおいても、本会場に近接したプレスセンター内に必要な設備と十分な広さを持った市民社会組織の情報発信活動スペースに確保することが、主催者およびドナー諸国には求められる。
- ・ 釜山 HLF 開催期間中に、日本政府に市民社会組織との会合の機会を複数回設けていただくよう要請する。

以上

ⁱ 日本の外務省は「アンタイドの基準について、無償資金協力では契約部分が日本企業であっても、日本企業が発注する部分はオープンであれば、我が国は後者を重視しアンタイドとしている。援助実施のどの時点でアンタイド又はタイドとみなすかは決まっておらず、我が国は無償資金協力をアンタイドととらえている。」としているが、国際的にはアンタイドの基準は契約部分もオープンにする基準が主流であり、その事は DAC の対日援助審査でも指摘を受けている。また、日本の ODA の円借款ではプライマリコントラクターはアンタイドになっており無償の基準と異なるため留意する必要がある。